

令和7年度事業予定計画書

(1) 共済目的の種類別の概数、引受実績及び計画

区分	組合員数	農作物共済			家畜共済															
		水稲		麦	計	死亡廃用共済									疾病傷害共済					
		全相殺	半相殺			搾乳牛	育成乳牛	繁殖用雌牛	育成・肥育牛	繁殖用雌馬	育成・肥育馬	種豚	肉豚	計	乳用牛	肉用牛	一般馬	種豚	計	
区域内の概数	人 25,263	a 554,000		a 1,400	a 555,400	頭 459	頭 42	頭 690	頭 1,980	頭 -	頭 -	頭 104	頭 1,040	頭 4,315	頭 501	頭 2,670	頭 -	頭 104	頭 3,275	
前年度引受実績	14,227	7,249.1	319,763.2	-	327,012.3	556	21	664	1,590	-	-	-	-	2,831	441	1,373	-	-	1,814	
本年度引受計画	北部支所	6,500	800	166,100	-	166,900	3	2	270	860	-	-	-	-	1,135	5	705	-	-	710
	中部支所	3,900	3,700	75,400	-	79,100	45	10	85	235	-	-	-	-	375	50	195	-	-	245
	南部支所	3,900	3,300	59,100	-	62,400	510	10	320	505	-	-	-	-	1,345	395	480	-	-	875
	計	14,300	7,800	300,600	-	308,400	558	22	675	1,600	-	-	-	-	2,855	450	1,380	-	-	1,830
本年度予定引受率	% 56.6	% 55.7		% -	% 55.5	% 121.6	% 52.4	% 97.8	% 80.8	% -	% -	% -	% -	% 66.2	% 89.8	% 51.7	% -	% -	% 55.9	

区分	果 樹 共 済									畑作物 共済	
	うんしゅうみかん	指定かんきつ	もも	びわ	かき	うめ	すもも	キウイフルーツ	計	大豆	
	半相殺	半相殺	半相殺	半相殺	半相殺	半相殺	半相殺	半相殺			
区域内の概数	a 676,300	a 161,700	a 71,100	a 3,200	a 245,500	a 505,600	a 25,900	a 15,800	a 1,705,100	a 2,400	
前年度引受実績	154,154.6	10,823.9	5,364.4	1,542.5	15,824.0	82,372.5	1,112.8	1,950.5	273,145.2	-	
本年度引受計画	北部支所	32,960	1,820	5,300	770	15,800	1,830	730	1,460	60,670	-
	中部支所	114,150	8,480	-	330	-	2,080	-	440	125,480	-
	南部支所	6,990	500	-	-	-	78,390	370	-	86,250	-
	計	154,100	10,800	5,300	1,100	15,800	82,300	1,100	1,900	272,400	-
本年度予定引受率	% 22.8	% 6.7	% 7.5	% 34.4	% 6.4	% 16.3	% 4.2	% 12.0	% 16.0	% -	

区 分	園 芸 施 設 共 済												任意共済					
	ガ ラ ス 室			プ ラ ス チ ッ ク ハ ウ ス									計	農 機 具			保 管 中 農 産 物 補 償 共 済	
	I 類	II 類	小 計	I 類	II 類	III 類	IV 類 甲	IV 類 乙	V 類	VI 類	VII 類	小 計		損 害	更 新	計		
区域内 の概数	棟 -	棟 158	棟 158	棟 -	棟 4,054	棟 868	棟 533	棟 102	棟 574	棟 546	棟 -	棟 6,677	棟 6,835	台 10,000			-	
前年度 引受実績	-	36	36	-	3,431	509	367	76	381	344	-	5,108	5,144	166	-	166	-	
本年度 引受計画	北部 支所	-	22	22	-	1,291	286	170	37	35	99	-	1,918	1,940	93	-	93	-
	中部 支所	-	14	14	-	1,248	152	140	26	170	250	-	1,986	2,000	15	-	15	-
	南部 支所	-	-	-	-	989	95	75	15	185	1	-	1,360	1,360	42	-	42	-
	計	-	36	36	-	3,528	533	385	78	390	350	-	5,264	5,300	150	-	150	-
本年度 予定引受率	% -	% 22.8	% 22.8	% -	% 87.0	% 61.4	% 72.2	% 76.5	% 67.9	% 64.1	% -	% 78.8	% 77.5	% 1.5			% -	

(2) 農業共済事業の規模

(ア) 農作物、家畜、果樹、畑作物、園芸施設共済事業の規模

共済目的等		項 目	引 受		共済金額	共 済 掛 金			保険料 ④	交付金又は (納入保険料) ⑤ =③-④	手持共済掛金 ⑥ =①-④
			本年度予定	前年度実績		総 額	国庫負担金	農家負担金			
						①	②	③			
農作物共済	全相殺	水 稲	7,800 ^a	7,249.1 ^a	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
			344,682 ^{kg}	308,086 ^{kg}	63,077	388	194	194	59	135	329
	半相殺		300,600	319,763.2							
			11,807,568	12,569,239	2,160,785	6,980	3,490	3,490	2,342	1,148	4,638
	麦	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	計		308,400	327,012.3							
			12,152,250	12,877,325	2,223,862	7,368	3,684	3,684	2,401	1,283	4,967
家畜共済	死亡廃用共済	搾 乳 牛	558 頭	556 頭	56,358	3,576	1,787	1,789	1	1,786	3,575
		育 成 乳 牛	22	21	3,608	60	29	31	0	29	60
		繁 殖 用 雌 牛	675	664	153,225	1,837	918	919	1	917	1,836
		育 成 ・ 肥 育 牛	1,600	1,590	280,000	6,300	3,150	3,150	3	3,147	6,297
		種 豚	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		肉 豚	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		死 亡 廃 用 共 済 計	2,855	2,831	493,191	11,774	5,885	5,889	5	5,880	11,769
	疾病傷害共済	乳 用 牛	450	441	18,450	3,189	1,594	1,595	0	1,594	3,189
		肉 用 牛	1,380	1,373	35,880	5,021	2,510	2,511	0	2,510	5,021
		種 豚	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		疾 病 傷 害 共 済 計	1,830	1,814	54,330	8,209	4,103	4,106	0	4,103	8,209
		計	-	-	547,521	19,983	9,988	9,995	5	9,983	19,978
	果樹共済	半相殺減収総合一般	うんしゅうみかん	154,100 ^a	154,154.6 ^a	4,114,594	238,963	119,481	119,482	17,186	102,295
指 定 か ん き つ			10,800	10,823.9	281,638	12,048	6,024	6,024	144	5,880	11,904
も も			5,300	5,364.4	177,853	10,328	5,164	5,164	2,130	3,034	8,198
び わ			1,100	1,542.5	14,317	1,493	746	747	800	△ 54	693
か き			15,800	15,824.0	299,350	16,191	8,095	8,096	781	7,314	15,410
う め			82,300	82,372.5	2,629,679	196,704	98,352	98,352	47,851	50,501	148,853
す も も			1,100	1,112.8	24,412	1,499	749	750	341	408	1,158
キウイフルーツ			1,900	1,950.5	81,319	4,286	2,143	2,143	922	1,221	3,364
	計	272,400	273,145.2	7,623,162	481,512	240,754	240,758	70,155	170,599	411,357	

共済目的等		項 目		引 受		共済金額	共 済 掛 金			保険料	交付金又は (納入保険料)	手持共済掛金
				本年度予定	前年度実績		総 額	国庫負担金	農家負担金			
				千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
畑作物共済	大豆		— a	— a	—	—	—	—	—	—	—	
			— kg	— kg	—	—	—	—	—	—	—	
計		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
園 芸 施 設 共 済	ガラス室	I 類	— 棟	— 棟	—	—	—	—	—	—	—	
		II 類	36	36	334,385	261	118	143	15	103	246	
		小 計	36	36	334,385	261	118	143	15	103	246	
	プラスチックハウス	I 類	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		II 類	3,528	3,431	3,234,280	33,715	16,455	17,260	6,558	9,897	27,157	
		III 類	533	509	1,578,146	18,255	8,948	9,307	1,804	7,144	16,451	
		IV 類 甲	385	367	1,440,065	13,573	6,694	6,879	855	5,839	12,718	
		IV 類 乙	78	76	472,424	786	363	423	42	321	744	
		V 類	390	381	2,367,321	4,448	2,080	2,368	323	1,757	4,125	
		VI 類	350	344	105,091	1,467	727	740	249	478	1,218	
		VII 類	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
小 計		5,264	5,108	9,197,327	72,244	35,267	36,977	9,831	25,436	62,413		
計		5,300	5,144	9,531,712	72,505	35,385	37,120	9,846	25,539	62,659		
合 計		—	—	19,926,257	581,368	289,811	291,557	82,407	207,404	498,961		

(イ)任意共済事業の規模

共済目的等		項 目		引 受		共済金額	共済掛金・賦課金			再共済掛金	再共済手数料
				本年度予定	前年度実績		総 額	共済掛金 ①	賦課金		
共済関係	農機具	損害共済	台	150	166	301,380	1,411	1,085	326		
		更新共済	—	—	—	—	—	—	—		
		計	150	166	301,380	1,411	1,085	326			
	保管中農産物補償共済		— □	— □	—	—	—	—	—		
合 計		—	—	301,380	—	—	—	326			

(ウ) [受託事業]農業経営収入保険事業

(経営体)

支所名	対象数 (青色申告数) 【2020農林業センサス ・現金主義を除く】 A	推進対象 (顧客リスト) B	目 標 件 数 C = D + E	継 続 分			新 規 目 標			計 画 率		対前年 C / D
				個人	法人	計 D	個人	法人	計 E	C / A	E / B	
北 部	3,387	502	870	809	19	828	40	2	42	25.7 %	8.4 %	105.1 %
中 部	2,290	424	610	555	15	570	38	2	40	26.6 %	9.4 %	107.0 %
南 部	2,451	495	1,120	1,074	15	1,089	29	2	31	45.7 %	6.3 %	102.8 %
合 計	8,128	1,421	2,600	2,438	49	2,487	107	6	113	32.0 %	8.0 %	104.5 %

(3) 引受計画と実施方策

ア 農作物共済

1. 引受計画

水稻については、引き続き農業再生協議会等と連携して経営所得安定対策に係る作付面積確認依頼書と水稻共済加入申込書との一体化様式による引受けを継続し、より補償内容が充実した全相殺方式への加入を優先的に推進し、個々の農家ニーズにあった引受方式を提案しながら引受面積3,084㍏の達成に努める。

2. 実施方策

- ① 加入推進時期の前倒しにより推進期間を確保するとともに、収入保険や全相殺方式、半相殺方式の加入条件や補償内容等について比較できるパンフレット等を作成の上、農業者のニーズにあった加入の提案に努める。
- ② 一体化処理の活用により農家の作付状況を把握し、農業保険顧客リストに基づき、未加入農家に対する加入推進に取り組む。
- ③ 単位当たり共済金額及び補償割合等については、農家の意向を踏まえつつ補償の充実を図るため最高金額等の選択を推進する。
- ④ 国が定めるガイドラインに沿った方法により、組合員の被害実態に応じた危険段階別共済掛金率を設定し、掛金負担の公平化を図る。
- ⑤ 共済掛金等の納入については、期限内納入の周知を徹底し、未納による共済関係の解除の防止に努める。
- ⑥ 全相殺方式の加入推進に当たっては、乾燥調製受託者にデータ提供の協力を依頼するとともに、委託農業者への戸別推進を行う。また、青色申告及び白色申告で、組合が必要とする税務関係資料の提供ができる方に対しては全相殺方式への加入可能の周知と戸別推進を行う。

イ 家畜共済

1. 引受計画

穀物価格の上昇等によって飼料価格が上昇し、畜産経営を圧迫していることに加え、飼育農家の高齢化・担い手不足など畜産農家を取り巻く環境は非常に厳しい状況であるが、個別訪問により農家のニーズに即した加入推進に取り組み、死亡廃用共済2,855頭、疾病傷害共済1,830頭の達成に努める。

2. 実施方策

- ① 組合員毎に危険段階別共済掛金率を適正に設定するとともに、個々の経営に即した補償内容の提案を行い、既加入者の完全継続に取り組む。
- ② 有資格農業者情報を収集し、農業保険顧客リストに基づき、未加入者に対して、継続的な推進を家畜保健衛生所等の関係機関と連携して加入推進に努める。
- ③ 個体評価の適正化に努めるとともに、加入農家の意向を踏まえつつ死亡廃用共済と疾病傷害共済のセット加入に努め、補償の充実を図る。
- ④ 家畜改良センターへの出生・異動の届出を適正に実施するよう指導するとともに、牛トレサ情報に基づき期中の飼養頭数を確実に把握し、適正引受に取り組む。

ウ 果樹共済

1. 引受計画

果樹農業は本県の農業算出額の6割を占める基幹産業であり、果樹栽培農家のセーフティーネットとして収入保険と共に機能を十分発揮できるよう、積極的な推進に取り組み、引受面積2,724haの達成に努める。

2. 実施方策

- ① 標準収穫量について、園地条件・肥培管理・損害評価実績等を検討し、適正な設定を行う。
- ② 園地台帳等の補正を随時行い、適正引受に努める。
- ③ 国が定めるガイドラインに沿った方法により、組合員の被害実態に応じた危険段階別共済掛金率を設定し、掛金負担の公平化を図る。
- ④ NOSAI部長等の基礎組織を通じて、地域に密着した加入推進活動に取り組みとともに、県・市町村・出荷団体及びJA等関係機関の協力のもと、農業保険顧客リストに基づき、未加入農家の共済資源や栽培実態の把握に努める。
- ⑤ 共済掛金等の納入については、期限内納入の周知を徹底し、分納・延納措置の活用も選択肢として加え、未納による共済関係の解除の防止に努める。
- ⑥ 果樹共済継続加入者を含む青色申告者に対しては総合補償としての収入保険への推進を優先し、加入要件を満たす農家には全相殺方式の推進を行う。全相殺方式については、組合が必要とする税務関係資料の提供ができる方に対しては、帳簿（青色申告及び白色申告）による加入が可能であることを周知するとともに、税務申告用帳簿等の整備が十分でない農家においては帳簿整備の啓発も行う。
- ⑦ 農家経営の柱となる樹種を推進重点品目に、また、各樹種の主産地で引受率の低位な市町村を中心に推進重点地区を設定し、引受率向上のため、地域の実態に応じたより効果的な加入推進活動に取り組み。

エ 畑作物共済

1. 引受計画

有資格農業者に対して制度の普及に努める。

2. 実施方策

関係機関との連携を密にし、県下の栽培規模の把握に努めるとともに農家のニーズを踏まえた加入推進に取り組み。

オ 園芸施設共済

1. 引受計画

施設園芸農家の高齢化に加え原油価格高騰等で離農者がある中、有資格農家の把握と見直しを行いながら、未加入者に対して災害リスクの高まりやリスクに備える重要性を啓発し、制度の普及を図り経営の安定に寄与するため、関係機関との連携を密に加入拡大に取り組み、引受棟数5,300棟の達成に努める。

2. 実施方策

- ① 補償額の充実や補償範囲の選択による各種割引等制度を丁寧に説明し、農家のニーズに即した提案型推進に取り組み。

- ② 組合員毎に危険段階別共済掛金率を適正に設定し、農家負担の公平性を確保する。
- ③ 農業保険顧客リストに基づき、未加入農家への戸別訪問による推進に取り組み、青色申告者には収入保険とのセット加入を推奨する。
- ④ 生産組織等を通じ制度の周知に努め集団加入を働きかける。
- ⑤ 県が独自に実施する補助事業について、園芸施設共済加入の要件化を要望することにより、加入率の更なる向上を図る。

カ 任意共済

I. 農機具共済

1. 引受計画

制度の普及推進と戸別訪問による加入推進に取り組み、引受台数 150 台の達成に努める。

2. 実施方策

- ① 大型農機具を所有する稲作農家を中心に、制度の普及推進に取り組む。
- ② 補償割合、地震特約等を農家に提案するなどの提案型推進に取り組む。

II. 保管中農産物補償共済

1. 引受計画

農作物共済及び果樹共済加入者に対し制度の普及に努める。

2. 実施方策

制度の内容を記したパンフレット等を用いて、農作物共済及び果樹共済の加入推進時に説明を行い普及推進に取り組む。

キ 収入保険

1. 引受計画

農業保険顧客リストを基に効率的な推進活動を実施し、制度内容の周知、普及拡大に努め、加入経営体数 2,600 経営体の達成に努める。

2. 実施方策

- ① J A・県・農業会議等、各関係機関を構成員とする推進協議会が実施する説明会等で制度内容の周知・普及を図る。
- ② 果樹栽培が盛んな地域（紀の川市・海南市・有田市・有田郡・田辺市・みなべ町）を重点普及地域に設定し、果樹共済からの移行を促進する。野菜・花きが盛んな和歌山市・御坊市並びに印南町についても重点普及地域に設定し農閑期を中心に集中的に普及活動を行う。また、新たな加入者の拡大・獲得に向け農業共済の未実施品目や果樹共済の加入率の低い品目を栽培している農業者に対し、重点的に加入推進に取り組む。
- ③ 顧客リストをさらに分類し、推進の優先順位をつけるとともに、新規就農者への推進を強化する。
- ④ オンライン申請サポート（インターネット申請）及び収入保険に対応した税申告関係書類の記帳等のサポートを行い、事務手続きの効率化に向けた取り組みも

行う。

(4) 損害評価の適正化の方策

ア 農作物共済・畑作物共済

- ① 早期の事故発生通知及び損害通知を組合員に周知し、迅速に被害実態の把握に努め、適正な損害評価を実施する。
- ② 評価体制については、管内の被害実態に応じ、弾力的かつ適正に評価地区の設定等を行う。
- ③ 職員を対象に損害評価現地研修会を開催し、評価眼の統一と評価技術の向上を図る。また、肥培管理の適否はもとより、近年増加傾向にある獣害についても、農家間に不公平が生じないように分割評価の適正実施に努める。
- ④ 評価高のとりまとめに当たっては、生育・生産・被害状況等につき関係機関の客観資料に基づく比較検証を行い、損害評価高の適正化に努める。

イ 家畜共済

- ① 高被害農家の事故発生の要因分析を行い、関係機関と協力して事故の低減に努める。
- ② 死廃事故の現地確認、残存物価額の適正評価に努める。
- ③ 病傷事故給付基準を嘱託・指定獣医師に周知徹底し、事故の適正な取り扱いを行う。
- ④ 死亡事故の画像による損害確認を推進し、組合員の利便性を高めるとともに事務の効率化を図る。

ウ 果樹共済

- ① 損害評価の基礎となる基準収穫量については、園地ごとの実態に応じた設定が行われるよう専門技術者を講師に迎え現地講習会を開催し、各種条件指数（園地・肥培・隔年結果）等の適正な設定に努める。
- ② 早期の事故発生通知及び損害通知を組合員に周知し、迅速に被害実態の把握に努め、適正な損害評価を実施する。
- ③ 損害評価員等を対象に損害評価現地研修会等を開催し、損害評価任務の重要性について認識を高めるとともに、適確な見込収穫量の把握並びに分割評価など、評価眼の統一・損害評価方法等について周知し、損害評価の適正化を図る。
- ④ 地域の作柄状況を把握するための客観資料の収集のため、近畿農政局・県及びJA等出荷団体との連携強化に努める。各支所は、同出先機関等において作柄に係る情報を収集し、各地域における生産量の適確な把握に努める。

エ 園芸施設共済

- ① 組合員の事故発生通知から管内被害状況の把握までを迅速化するため、これに応じた評価体制の整備を進めるとともに効率的な損害評価を実施する。
- ② 職員を対象に損害評価現地研修会を開催し、評価技術の向上を図る。
- ③ 大災害が発生した場合を想定し、通常とは違う状況に対応できる評価体制の構築

に努める。

オ 農機具共済

- ① 早期の事故発生通知及び損害通知を組合員に周知し、損害評価の迅速化と適正化に努める。
- ② 事故確認時には加入内容の確認、共済事故の検証を行うとともに、損害評価要領に基づき事故の原因・罹災状況・過失度合等について十分把握した上、必要があれば損害評価会委員、査定員の客観的な助言も得つつ適正評価に努める。
- ③ 損害額の確定後は、早期の共済金請求書等関連書類の提出を組合員に周知し、迅速な共済金の支払に努める。

(5) 執行体制の整備

ア 事務執行体制の整備方法

① 理事会

制度的確な運営を期するため四半期ごとに理事会を開催するほか、必要に応じ開催し、適正な事業運営及び業務執行に関する重要事項について審議する。

② 監事会及び監査

監事会で決定した監査の方針等に基づき、業務の執行及び財産の健全な運営に資するため、年2回の定時監査を実施する。また、必要に応じ臨時監査を行う。

③ 余裕金運用管理委員会

定款、経理規則に基づき的確な経理処理を行うとともに、四半期ごとに余裕金運用管理委員会を開催し、安全かつ効率的な余裕金の運用に努める。

④ コンプライアンス改善委員会

四半期ごとに改善委員会を開催し、「コンプライアンス・プログラム」に基づく取組状況の確認及び遂行内容の検証並びに改善に努める。

イ NOSAI部長の設置及び職務

組合員との連絡等に当たるNOSAI部長の占める役割は大きいものとなるため、各地区の実態に即した人員を配置するとともに、共済事業の引受けに係る事項及び損害通知の受理、その他組合業務に関する事項について、組合と組合員との連絡の任に当たる。また、制度の円滑な運営及び基礎組織の維持・活性化、意識の向上に取り組むため、NOSAI部長が活動しやすい環境づくりに努める。

ウ 職制及び職員の配置計画

- ① 農業保険を積極的に推進し、統括的な事業運営を行い、地域の実態に応じた効率的な事業実施体制を構築するため、組合機構の見直しを含め検討を進める。
- ② 参事統括のもと、職員を適材適所に配置するとともに職務の責任体制を明確化し、事業の円滑な運営と事務能率の向上、合理化に努め、定期的な人事異動を行う。
- ③ 職場内研修を開催し、職員の倫理・コンプライアンスへの意識を高め、誠実・公正な業務の遂行に努める。また、課内ミーティング及び定期的な自主点検並びに「内部監査実施要領」に基づく内部監査を実施し、内部牽制機能の確立に努める。

エ 役職員研修等の体制及び計画

農業共済制度の改正及び収入保険に適切な対応をしていくため、外部研修会等への派遣または内部講習会等を開催し人材を育成するとともに組織の活性化に努める。

また、業務・組織体制等においては、O J Tを通じ実務における個別の教育指導を通じ経験やスキルの習得に努める。

(6) 予算統制方策

事業計画及び業務収支予算に基づき、毎月末に資金運用について検討し的確な予算の執行を行う。また、職員に業務収支執行状況を定期的に周知し、事業計画達成による収入確保を図るとともに、経費節減と財務の健全化に努める。

尚、余裕金の運用に当たっては、余裕金運用管理委員会において策定する年間の当該運用に係る基本方針に基づき、期中の運用状況等を同期開催の理事会に報告しつつ、安全かつ効率的な運用に努める。

(7) その他

全国運動「未来へつなぐ」サポート運動の実践による農業保険制度の普及推進、加入拡大を目指し、次の事項に取り組む。

- ① 事業計画の意思統一を図り計画目標達成のため、未加入農家の把握に努め、強力に加入を押し進める。
- ② 広報紙、ホームページ、SNS等の手段を使い、組合員に対しN O S A I制度の仕組み、引受方式、補償の選択内容等の周知に努める。
- ③ ネットワーク化情報システムの適正かつ効率的な運用管理に努める。
- ④ リスク管理基本方針〈システムリスク〉に基づき、コンピュータシステムの安全稼働に努める。
- ⑤ 農業共済新聞新規購読者獲得のために農家訪問時、農業保険と同時推進。また、拠点方式等の措置も講じて取り組む。
- ⑥ 関係機関の情報誌に農業保険PRの掲載を依頼するとともに、各種イベントへも積極的に参画し制度の普及啓発に取り組む。
- ⑦ 共済部長会議等を通じ基礎組織の充実、強化を図る。
- ⑧ 共通申請サービス(e M A F F)利用推進のため、農家に対しe M A F Fの周知とg B i z I Dの取得奨励に努める。